

板橋区観光振興ビジョン 2035 策定検討委員会設置要綱

(令和 6 年 9 月 25 日 区長決定)

(令和 7 年 4 月 1 日 一部改正)

(設置目的)

第 1 条 観光の振興による魅力あるまちづくりを推進し、板橋区のめざす観光の将来像や取組みの方向性を示す観光ビジョンの策定を目的として、板橋区観光振興ビジョン 2035 策定検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、学識経験者、区内団体代表、区職員、その他区長が適当と認めた者のうちから、区長が委嘱または任命する委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し、委員長は、検討委員会を主宰する。

3 第 1 項に掲げる者のほか、委員長は、必要と認める者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第 3 条 検討委員会における協議事項を準備調査するため、作業部会を置く。

2 作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、構成員は別表のとおりとする。

3 部会長は産業経済部長、副部会長はくらしと観光課長とし、部会長は、作業部会を主宰する。

(所掌事項)

第 4 条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 板橋区観光振興ビジョン 2035 に関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討委員会の運営)

第 5 条 検討委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができな

い。

4 委員長は検討委員会が必要であると認める事項について、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、報告を求め、又は意見を聴くことができる。

5 委員長が、急を要すると認めたとき又は検討委員会の会議を開くことができないと認めたときは、各委員との協議をもって、会議に代えることができる。

(作業部会の運営)

第6条 前条の規定は、作業部会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「検討委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、産業経済部くらしと観光課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

2 この要綱は、板橋区観光振興ビジョン2035の策定日にその効力を失う。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

板橋区観光振興ビジョン 2035 策定作業部会

役 職	職 名
部会長	産業経済部長
副部会長	産業経済部 くらしと観光課長
部会員	政策経営部 政策企画課長
部会員	政策経営部 広聴広報課長
部会員	政策経営部 ブランド戦略担当課長
部会員	総務部 男女社会参画課長
部会員	区民文化部 地域振興課長
部会員	区民文化部 文化・国際交流課長
部会員	区民文化部 スポーツ振興課長
部会員	産業経済部 産業振興課長
部会員	産業経済部 赤塚支所長
部会員	健康生きがい部 長寿社会推進課長
部会員	福祉部 障がい政策課長
部会員	子ども家庭部 子ども政策課長
部会員	資源環境部 環境政策課長
部会員	都市整備部 都市計画課長
部会員	まちづくり推進室 まちづくり調整課長
部会員	土木部 みどりと公園課長
部会員	土木部 かわまちづくり計画担当課長
部会員	教育委員会事務局 生涯学習課長
部会員	教育委員会事務局 中央図書館長
部会員	教育委員会事務局 史跡公園担当課長